

令和7年2月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	「予算案」 30件	
1	令和7年度秋田市一般会計予算の件	○資料別紙
2	令和7年度秋田市土地区画整理会計予算の件	
3	令和7年度秋田市市有林会計予算の件	
4	令和7年度秋田市市営墓地会計予算の件	
5	令和7年度秋田市公設地方卸売市場会計予算の件	
6	令和7年度秋田市大森山動物園会計予算の件	
7	令和7年度秋田市廃棄物発電会計予算の件	
8	令和7年度秋田市病院事業債管理会計予算の件	
9	令和7年度秋田市学校給食費会計予算の件	
10	令和7年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件	
11	令和7年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件	

12	令和7年度秋田市介護保険事業会計予算の件	○資料別紙
13	令和7年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算の件	
14	令和7年度秋田市水道事業会計予算の件	
15	令和7年度秋田市下水道事業会計予算の件	
16	令和7年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件	
17	令和6年度秋田市一般会計補正予算（第11号）の件	
18	令和6年度秋田市一般会計補正予算（第12号）の件	
19	令和6年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）の件	
20	令和6年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）の件	
21	令和6年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）の件	
22	令和6年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第3号）の件	
23	令和6年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）の件	
24	令和6年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）の件	

25	令和6年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算(第2号)の件	○資料別紙
26	令和6年度秋田市介護保険事業会計補正予算(第3号)の件	
27	令和6年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号)の件	
28	令和6年度秋田市水道事業会計補正予算(第2号)の件	
29	令和6年度秋田市下水道事業会計補正予算(第3号)の件	
30	令和6年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)の件	
「 条 例 案 」 25件		
31	<p>刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を設定する件</p> <p>・刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号):令和4年6月17日公布、一部を除き令和7年6月1日施行</p> <p>・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号):令和4年6月17日公布、一部を除き令和7年6月1日施行</p>	<p>○設定理由 刑法の一部改正(令和4年法律第67号)等に伴い、規定を整備するため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨 次に掲げる条例について、刑法の一部改正による懲役および禁錮の廃止ならびに拘禁刑の創設に伴い、規定を整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 秋田市職員給与条例 (2) 秋田市功労者等の待遇に関する条例 (3) 秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例 (4) 秋田市消防団員の定員および任免に関する条例 (5) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行条例 (6) 秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行条例 (7) 秋田市公設地方卸売市場業務条例 (8) 秋田市職員の退職手当に関する条例

		<p>(9) 秋田市職員退職年金条例</p> <p>(10) 秋田市文化振興条例</p> <p>(11) 秋田市屋外広告物条例</p> <p>(12) 秋田市公害防止条例</p> <p>(13) 秋田市個人情報の保護に関する法律 施行条例</p> <p>(14) 秋田市議会の個人情報の保護に関する 条例</p> <p>○施行期日等 令和7年6月1日から。条例の施行に関 し必要な経過措置を規定する。</p>
32	<p>秋田市職員等の旅費に関する条例 の一部を改正する件</p> <p>・国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6 年法律第22号）：令和6年5月15日公布、令和7年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 国家公務員等の旅費に関する法律の一部 改正（令和6年法律第22号）に伴い、規定 を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和7年4月1日から</p>
33	<p>秋田市職員の退職手当に関する条 例の一部を改正する件</p> <p>・雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）：令 和6年5月17日公布、一部を除き令和7年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 雇用保険法の一部改正（令和6年法律第 26号）に伴い、失業者の退職手当の支給要 件等を改めるとともに、規定を整備するた め、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 就業促進手当に相当する退職手当の支 給対象を安定した職業に就いた者とする。 2 雇用情勢が悪い地域に居住する等の要 件を満たす退職者に係る退職手当の給付 日数に関する暫定措置を令和9年3月31 日まで延長する。 3 その他規定を整備する。 <p>○施行期日等 令和7年4月1日から。条例の施行に関 し必要な経過措置を規定する。</p>
34	<p>秋田市職員の育児休業等に関する 条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 育児休業、介護休業等育児又は家族介護</p>

	<p>・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）：令和6年5月31日公布、一部を除き令和7年4月1日施行</p> <p>を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正（令和6年法律第42号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和7年4月1日から</p>
<p>35 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）：令和6年5月31日公布、一部を除き令和7年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正（令和6年法律第42号）に伴い、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大するとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 育児を行う職員の時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に改める。</p> <p>2 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 令和7年4月1日から。1の時間外勤務の免除の請求に関する経過措置を規定する。</p>
<p>36 秋田市市税条例の一部を改正する件</p> <p>・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）：令和6年6月7日公布、一部を除き令和7年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（令和6年法律第46号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和7年4月1日から</p>
<p>37 秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形</p>	<p>○改正理由 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正（令和6年法律第46号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p>

成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）：令和6年6月7日公布、一部を除き令和7年4月1日施行

○改正要旨

規定を整備する。

○施行期日

令和7年4月1日から

38 秋田市立佐竹史料館条例を設定する件

○設定理由

佐竹史料館（以下「史料館」という。）を設置し、観覧料等を定めるため、この条例を設定しようとするもの

○要旨

- 1 佐竹氏および秋田藩に関する歴史資料等の収集、保存、展示および調査を通じ、市民の教育と文化の向上に資するとともに、歴史を生かしたまちづくりおよびにぎわいづくりを推進するため、史料館を設置する。
- 2 史料館の展示室は、常設展示室および企画展示室とする。
- 3 史料館の展示室において歴史資料等を観覧しようとする者は、観覧料を納付しなければならないこととする。
- 4 史料館の施設を専用して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととする。
- 5 史料館の施設を専用して使用しようとする者は、使用料を納付しなければならないこととする。
- 6 史料館の観覧料および使用料は、次の表に定める額とする。

(1) 観覧料

区分		金額
常設展観覧料	個人	1人 500円
	団体	1人 400円
年間観覧料		1人 1,300円
企画展観覧料		1人につき、市長が別に定める額

備考

- 1 常設展観覧料とは、常設展示室における歴史資料等の展示を観覧することができる観覧料をいう。
- 2 団体とは、観覧しようとする者（高校生以下を除く。）の人数が20人以上の団体をいう。
- 3 年間観覧料とは、納付をした日から起算して1年の間、常設展示室における歴史資料等の展示を観覧することができる観覧料をいう。
- 4 企画展観覧料とは、企画展示室における特別の企画による歴史資料等の展示を観覧することができる観覧料をいう。
- 5 高校生以下の観覧料は、無料とする。

(2) 講義室等の使用料

施設	単位	金額
講義室	午前9時から午後4時30分まで1時間につき	2,100円
屋上テラス	午前9時から午後4時30分まで1平方メートル	5円
屋外広場	1時間につき	5円

備考

- 1 専用使用者が午前9時から午後4時30分までの時間以外の時間に使用するときの使用料の額は、1時間（屋上テラスおよび屋外広場にあつては、1平方メートル1時間）につき、この表に規定する金額の2倍に相当する額とする。
- 2 使用時間が1時間に満たないときは当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数があるときは当該端数を1時間に切り上げる。
- 3 専用使用者が入場料、会費、負担金等を徴収する場合、商品の宣伝を行う場合、展示即売を行う場合その他の営利を目的として使用する場合の使用料の額は、この表の規定に基づき算定した額の2倍に相当する額とする。
- 7 市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料又は使用料を減免することができることとする。
- 8 博物館法の規定に基づき、史料館に秋田市立佐竹史料館協議会を置くこととし、その協議会の委員の任命等について定める。
- 9 この条例に定めるもののほか、史料館の管理に関し必要な事項は、秋田市都市公園条例の定めるところによることとする。
- 10 1から9までのほか、観覧料又は使用料の不還付、使用の制限等、目的外使用等の禁止、特別の設備等の許可、原状回復の義務、損害賠償の義務等について規定する。
- 11 秋田市都市公園条例の一部を改正し、規定を整備する。

39 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件

○施行期日等
規則で定める日から。条例の施行に関し必要な準備行為を規定する。

○改正理由
秋田市立佐竹史料館協議会委員の報酬の額を定めるため、改正しようとするもの

○改正要旨
秋田市立佐竹史料館協議会委員の報酬の額を日額7,300円とする。

○施行期日
規則で定める日から

40 秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する件

○改正理由
佐竹史料館の設置等に伴い、文化施設における共通観覧料等を改めるとともに、規

	<p>定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 共通観覧料の額を改めるとともに、共通観覧券により観覧することができる展示資料に佐竹史料館において観覧することができる常設展に係る歴史資料等を加える。 2 共通観覧券により佐竹史料館の展示資料を観覧しようとする者は、佐竹史料館の常設展に係る観覧料を納付した者とみなすこととする。 <p>○施行期日</p> <p>規則で定める日から</p>
<p>41 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）：令和6年6月19日公布、一部を除き令和7年4月1日施行 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号）：令和6年11月29日公布、令和7年4月1日施行 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和6年内閣府・厚生労働省令第20号）：令和6年12月27日公布、令和7年4月1日施行 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第164号）：令和6年12月27日公布、一部を除き令和7年4月1日施行 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（令和6年内閣府・文部科学省告示第3号）：令和6年11月29日公布、令和7年4月1日施行 	<p>○改正理由</p> <p>栄養士法の一部改正（令和6年法律第53号）等に伴い、指定障害福祉サービスの事業等における栄養士の配置に係る運営に関する基準等を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>次に掲げる条例について、指定障害福祉サービスを提供する事業所等における栄養士の配置に係る運営に関する基準等に、栄養士の免許を有しない管理栄養士を加える。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例 (2) 秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例 (3) 秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例 (4) 秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例 (5) 秋田市救護施設等の設備および運営に関する基準を定める条例 (6) 秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例

42 秋田市感染症の診査に関する協議
会条例の一部を改正する件

- (7) 秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (8) 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例
- (9) 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例
- (10) 秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例
- (11) 秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例
- (12) 秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例
- (13) 秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例
- (14) 秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例
- (15) 秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例
- (16) 秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例

○施行期日

令和7年4月1日から

○改正理由

秋田市感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）に部会を設置することができることとするとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとする。
- 2 部会に属すべき委員は、協議会の会長が指名することとする。
- 3 協議会の会議に係る規定は、部会の会

		<p>議について準用することとする。</p> <p>4 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができることとする。</p> <p>5 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和7年4月1日から</p>
43	<p>秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例を設定する件</p> <p>・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）：令和6年6月12日公布、一部を除き令和7年4月1日施行</p> <p>・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）：令和7年1月14日公布、令和7年4月1日施行</p>	<p>○設定理由 児童福祉法の一部改正（令和6年法律第47号）等に伴い、乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨</p> <p>1 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、その運営を行わなければならないこと等とする。</p> <p>2 乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める。</p> <p>○施行期日 令和7年4月1日から</p>
44	<p>秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）：令和6年6月19日公布、一部を除き令和7年4月1日施行</p> <p>・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和6年内閣府・文部科学省令第3号）：令和6年9月27日公布、公布の日施行</p> <p>・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号）：令和6年11月29日公布、令和7年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和6年内閣府・文部科学省令第3号）等に伴い、幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例を延長すること等とするため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 幼保連携型認定こども園が満3歳以上の園児に対する食事の提供を当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる要件に、栄養士の免許を有しない管理栄養士による必要な配慮が行われることを加える。</p> <p>2 幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例の適用期間を10年から12年に延長する。</p>

		○施行期日 令和7年4月1日から
45	秋田市子ども福祉医療基金条例を廃止する件	○廃止理由 子ども福祉医療基金を廃止するため、この条例を廃止しようとするもの ○施行期日 令和7年4月1日から
46	秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する件 ・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）：令和6年6月12日公布、一部を除き令和7年4月1日施行	○改正理由 子ども・子育て支援法の一部改正（令和6年法律第47号）に伴い、妊婦のための支援給付における報告等に係る過料について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 正当な理由なしに、妊婦のための支援給付における報告をしなかった場合等は、過料に処することとする。 2 その他規定を整備する。 ○施行期日 令和7年4月1日から
47	秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する件 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第221号）：令和6年6月21日公布、令和7年6月1日施行	○改正理由 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正（令和6年政令第221号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 規定を整備する。 ○施行期日 令和7年6月1日から
48	秋田市手数料条例の一部を改正する件 ・宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）：令和4年5月27日公布、令和5年5月26日施行	○改正理由 宅地造成等規制法の一部改正（令和4年法律第55号）に伴い宅地造成等の工事の許可申請に係る手数料等を定めるとともに、興行場の経営の許可申請に係る手数料等の適正化を図るため、改正しようとするもの ○改正要旨

<p>49 秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> - 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）：令和4年6月17日公布、一部を除き令和7年4月1日施行 - 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）：令和6年6月19日公布、一部を除き令和6年11月1日施行 - 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和6年政令第172号）：令和6年4月19日公布、令和7年4月1日施行 	<ol style="list-style-type: none"> 1 新たに宅地造成等工事許可申請手数料および宅地造成等工事計画変更許可申請手数料を加える。 2 興行場経営許可申請手数料および臨時興行場又は仮設興行場経営許可申請手数料の額を改める。 <p>○施行期日 令和7年5月26日から。ただし、2は同年4月1日から。</p> <p>○改正理由 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正（令和4年法律第69号）等に伴い、建築物に関する確認申請手数料等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅の建築の確認申請等において建築物エネルギー消費性能基準に適合することを確認する場合の確認申請手数料を定めること等とする。 2 建築物の工事の完了検査において建築物エネルギー消費性能基準に適合することを確認する場合の完了検査申請手数料を定めること等とする。 3 中間検査を受けた建築物の工事の完了検査において建築物エネルギー消費性能基準に適合することを確認する場合の完了検査申請手数料を定めること等とする。 4 秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正し、規定を整備する。 5 その他規定を整備する。 <p>○施行期日 令和7年4月1日から</p>
<p>50 秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> - 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の 	<p>○改正理由 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正（令和4年法律第69号）等に伴い、一戸建ての住宅の建築物エ</p>

	<p>向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）：令和4年6月17日公布、一部を除き令和7年4月1日施行</p> <p>・脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和6年政令第172号）：令和6年4月19日公布、令和7年4月1日施行</p> <p>・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令（令和6年経済産業省・国土交通省令第1号）：令和6年6月28日公布、令和7年4月1日施行</p> <p>・脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和6年国土交通省令第68号）：令和6年6月28日公布、一部を除き令和7年4月1日施行</p> <p>エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一戸建ての住宅、共同住宅等および複合建築物に係る適合性判定手数料を定めるとともに、非住宅建築物に係る適合性判定手数料を改める。 2 一戸建ての住宅、共同住宅等および複合建築物に係る向上計画認定申請手数料を改めるとともに、工場等である非住宅建築物に係る向上計画認定申請手数料を定める。 3 その他規定を整備する。 <p>○施行期日</p> <p>令和7年4月1日から</p>
<p>51 秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由</p> <p>一戸建ての住宅に関する簡易な評価方法による低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）に係る認定申請手数料等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一戸建ての住宅、共同住宅等および複合建築物の住宅部分に関する簡易な評価方法による計画に係る認定申請手数料を定めるとともに、複合建築物の非住宅部分等の計画に係る認定申請手数料を改める。 2 一戸建ての住宅に関する簡易な評価方法による計画に係る変更認定申請手数料を定める。 3 その他規定を整備する。 <p>○施行期日</p> <p>令和7年4月1日から</p>
<p>52 秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由</p> <p>消防団員に支給する年額報酬の額等を改定するため、改正しようとするもの</p>

○改正要旨

1 副分団長以下の年額報酬の額を次のとおり引き上げる。

区 分		年額報酬額		
		改正後	現 行	
副分団長		45,500円	43,000円	
部長		37,000円	35,000円	
班長		37,000円	32,500円	
団員	基本団員	36,500円	30,000円	
	機能別 団員	災害の防御および救 助活動に従事する者	12,100円	10,000円
		その他の者	6,000円	5,000円

2 出動報酬を、災害の防御および救助活動以外の職務に従事した場合に支給することとし、その額は、1,000円とする。

53 秋田市水道事業給水条例の一部を改正する件

・生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号）：令和6年3月29日公布、一部を除き令和7年4月1日施行

○施行期日

令和7年4月1日から

○改正理由

水道法施行令の一部改正（令和6年政令第102号）に伴い、布設工事監督者および水道技術管理者の資格要件を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 布設工事監督者の資格要件に、下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を含めることとする。
- 2 布設工事監督者の資格要件に、大学において機械工学科等を卒業した後4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を加えること等とする。
- 3 水道技術管理者の資格要件に係る水道に関する技術上の実務に従事した経験の年数を改める。
- 4 その他規定を整備する。

○施行期日

令和7年4月1日から

54 秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件

○改正理由

河辺赤平農業集落排水施設および河辺下三内農業集落排水施設の廃止に伴い、農業

		<p>集落排水事業の排水区域面積等を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 農業集落排水事業の排水区域面積、排水人口および1日最大処理能力を改める。</p> <p>○施行期日 令和7年4月1日から</p>
55	秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 河辺赤平農業集落排水施設および河辺下三内農業集落排水施設を廃止するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 河辺赤平農業集落排水施設および河辺下三内農業集落排水施設を廃止する。</p> <p>○施行期日等 令和7年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
「 単 行 案 」 10 件		
56	公立大学法人秋田公立美術大学定款の一部を変更する件	<p>○地方独立行政法人法の一部改正（令和5年法律第58号）に伴い、定款の一部を変更しようとするもの</p> <p>※提出根拠法：地方独立行政法人法第8条第2項</p>
57	秋田市雄和神ヶ村辺地に係る総合整備計画の一部を変更する件	<p>○秋田市雄和ふるさと温泉の改修に係る事業費を増額する必要があるため、秋田市雄和神ヶ村辺地に係る総合整備計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）の一部を変更しようとするもの</p> <p>※提出根拠法：辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項</p>
58	秋田市雄和平尾鳥辺地に係る総合整備計画を定める件	<p>○秋田市雄和平尾鳥辺地に係る総合整備計画（計画期間：令和7年度）を定めようとするもの</p> <p>※提出根拠法：辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項</p>

59	包括外部監査契約を締結する件	<p>○令和7年度の包括外部監査契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告 ・契約の期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 ・契約金額 9,871,400円を上限とする額 ・契約の相手 津村隆(資格:公認会計士) <p>※提出根拠法:地方自治法第252条の36第1項</p>
60	秋田市仁井田地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○仁井田地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 仁井田地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日 <p>※提出根拠法:地方自治法第244条の2第6項</p>
61	秋田市東部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>○東部市民サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 東部地域づくり協議会 ・指定の期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日 <p>※提出根拠法:地方自治法第244条の2第6項</p>
62	秋田市檜山地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○檜山地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 檜山地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日 <p>※提出根拠法:地方自治法第244条の2第6項</p>
63	秋田市茨島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○茨島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p>

64	市道上北手牛島線牛島車輛基地跨線橋橋梁補修工事の施行に関する協定を締結する件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 茨島地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・ 指定の期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項 <p>○市道上北手牛島線牛島車輛基地跨線橋橋梁補修工事の施行に関する協定を締結しようとするもの</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工 事 場 所 秋田市檜山城南新町地内ほか ・ 協 定 金 額 1,451,133,200円 ・ 協定の相手方 秋田市中通七丁目1番1号 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員秋田支社長 井 料 青 海 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>	
65	旧秋田市文化会館解体工事請負契約の変更契約を締結する件	<p>○旧秋田市文化会館解体工事請負契約の変更契約を締結しようとするもの</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議決年月日等 令和6年7月1日（議案第103号） ・ 工 事 場 所 秋田市山王七丁目3番1号ほか ・ 変 更 事 項 契約金額「924,000,000円」を「1,152,268,700円」に変更するもの ・ 契 約 先 林・藤重・中山建設工事共同企業体 ・ 変 更 理 由 屋上アスファルト防水等に広範囲にアスベスト含有が認められたことから、アスベスト除去工事を追加することなどによる。 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>	
	<p>「 追加提案 」</p> <p>「 人 事 案 」 4 件</p>	
66	秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	<p>○固定資産評価審査委員会委員長谷部弘輝氏の任期満了（令和7年3月29日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任期3年

		<p>※提出根拠法：地方税法第423条第3項</p>
67	<p>人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件</p>	<p>○人権擁護委員今野謙氏の任期満了（令和7年6月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>
68	<p>人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件</p>	<p>○人権擁護委員寺沢修平氏の任期満了（令和7年6月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>
69	<p>人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件</p>	<p>○人権擁護委員渡邊栄利子氏の退任（令和6年5月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>